

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月に会社A（以下「派遣元会社」という。）に入社し、自動車向けブレーキ部品等の製造を行うB会社（以下「派遣先会社」という。）に派遣され、製品の製造工程業務に従事していた。

請求人によると、派遣元会社及び派遣先会社の労働者からのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けたことや、劣悪な労働環境、毎日残業が続いたこと等により、同月中旬頃から胃の痛みの症状が現れたとしている。請求人は、同年○月○日C病院に受診し「出血性びらん性胃炎」と診断され、その後、同月○日Dクリニックに受診し「ストレス反応性うつ状態」と診断された。

請求人は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務に起因して発病したものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

(1) 請求人の精神障害について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）はE医師の意見書を踏まえ、平成○年○月中旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したとの意見を述べており、当審査会も請求人の症状経過等に照らし、同部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を作成しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えるところから、以下、認定基準に基づき、本件について検討する。

(3) 請求人は、本件疾病の発病の原因となる出来事として、要旨、①製品の製造工程に関する注意・指導をきつい口調で受けたこと、②スピードは速く、かつミスをしないように促され、ミスがあると厳しく叱責されたこと、③検査工程からメッキ工程へ配置転換され、肉体的、精神的にダメージを受けたこと等であると主張している。

請求人の主張するこれらの内容は、認定基準の具体的出来事のうち、「非正規社員であるとの理由により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた」に該当すると考えられる。なお、請求人によると、ねじの検査についてFからきつい口調で指導されたと述べているものの、敬語で言われたとしており、実際に指

導を受けた内容をみても請求人の人格を否定するものとは認められないことから、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」が相当と判断する。

以上より、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。